

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月 5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室記録計の点検後、安全処置札（電源ヒューズ用）の紛失（1枚）が認められたため、当該記録計の電源ヒューズ復旧を再確認	C	
2	1号機	静止型無停電電源装置の点検時、当該装置のコンデンサ静電容量低下が認められたため、当該コンデンサを交換	D	
3	1号機	屋外タービン大物搬入口横サブドレンポンプ用電路点検時、腐食等が認められたため、当該電路を塗装・修理	D	
4	1号機	主タービンバイパス弁制御用リンク機構点検時、レバーリンク部の隙間値に許容値外れ及びピンねじ部に曲がりが見られたため、当該リンク部を修理およびピンを交換	D	
5	1号機	原子炉建屋機器ドレンタンクレベル変換器の点検時、計器精度外が認められたため、当該計器を交換	D	
6	1号機	主タービングランドシール蒸気ヘッドブリード空気作動弁用電磁弁の動作確認時、蒸気供給配管内の残留凝縮水が復水器内へ流入し、復水器内で点検作業中の作業員が飛沫を受けたため、原因調査及び対応検討	B	
7	1号機	原子炉停止時冷却ポンプ分解検査時、検査要領書に監視用計器（照度計）の記入漏れが認められたため、当該検査要領書を改訂	D	
8	1号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（B）において、海水ベント弁（V-120B）にシートパス（1滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	1号機	自動減圧系機能検査において、逃し安全弁（203-3A・3B）の動作確認時、開閉表示灯の不具合（閉ランプ未消灯）が認められたため、当該表示灯回路等を点検・修理	C	
10	2号機	給水加熱器出口溶存水素記録計において、指示値が手分析値と相違していることが認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	2号機	中央制御室換気空調系冷却装置において、冷凍機（C2-1）用圧縮機から異音の発生が認められたため、当該冷凍機を点検	D	
12	2号機	パワーセンタ（2SB）上部ケーブルダクトにおいて、上蓋ビスの外れ（1箇所）が認められたため、当該ビスを取付	D	
13	2号機	ドライウェル機器搬入口遮へい開閉制御盤用端子箱において、上蓋ビスの外れ（1箇所）が認められたため、当該ビスを取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	2号機	原子炉建屋局所空調機用冷却水サンプリングシンのドレン弁において、ハンドル固定用のナットに紛失（1箇所）が認められたため、当該ナットを取付	D	
15	3号機	タービン建屋換気系放射線モニタトリチウム回収装置制御盤内のサンプル時間積算カウンタリセットボタン用上蓋に外れが認められたため、当該上蓋を修理	D	
16	4号機	プロセス放射線モニタ機能検査時、検査要領書の計画表（検査対象モニタ台数）に改訂漏れが認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	C	
17	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）振動記録計において、デジタル表示部に表示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
18	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（26-43）において、排水ラインホースの一部に亀裂が認められたため、当該ホースを点検・修理	D	
19	4号機	燃料プール冷却水浄化系において、警報装置の誤動作による「燃料プール水位低」警報の発生が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
20	5号機	非常用ディーゼル発電機始動用空気電磁弁等の定期事業者検査の検査区分に誤りが認められたため、対応検討	C	
21	6号機	所内ボイラばい煙濃度記録計において、定時印字に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで